

広報 つる

【新型コロナウイルスの感染再拡大中！】
都留市にお住まいの皆さまへ
**「新しい生活様式」の実践へのご協力や
都留市の支援策などをご活用ください！**

都留市では7月31日（金）に開会した臨時議会の可決を受けた補正予算をもとに、新型コロナウイルス感染症への新たな支援や対策を実施することとなりました。

新たな支援策では感染予防や経済支援はもとより、新型コロナウイルスとの共存・共生する社会（ウィズコロナ）の実現に向けた事業をあわせて実施し、新しい生活様式を実践していく中で、日々の生活をコロナ禍以前のものに近づけていくことを目指す枠組みとなっています。

市民の皆さまには既存の支援策なども活用していただきながら、感染予防や地域経済の回復などをはじめ、新しい生活様式の実現に向けた取り組みを進めていただけますよう、ご協力をお願いします。

令和2年8月8日 都留市長 堀内 富久

夏本番！熱中症にも要注意

夏を迎えるにあたり、今年はマスクの着用などの影響により例年以上に熱中症への注意が必要です。厚生労働省がまとめた「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントは次のとおりです。

※新しい生活様式における熱中症の予防ポイントは右のQRコードからも確認できます。

- 1) 屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合はマスクを外すようにしましょう。
また、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。
- 2) 感染予防のため、冷房時でも換気扇の使用や窓を開けるなどして定期的な換気を行いましょ。換気をすることで室温は高くなりがちになるので熱中症予防のためエアコンの設定温度を下げるなどの調整をしましょう。
- 3) 少しでも体調に異変を感じたら速やかに屋内や日陰、風通しの良い涼しい場所へ移動しましょう。
- 4) 日頃から自身の体温を測定し、健康チェックを行いましょ。普段と比べて体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養するようにしましょう。



厚生労働省
ホームページ



【特別定額給付金】至急ご確認ください

国民1人当たり一律10万円を給付する**特別定額給付金**の申請・受給はお済みですか？

都留市の申請期限は**8月18日（火）**※です！

申請期限を過ぎてしまいますと、いかなる理由があろうと申請を受け付けることができません。

「申請がまだお済みでない方」は大至急、申請書を提出してください！ ※郵送の場合は消印有効です。

問合せ 総務課 特別定額給付金申請窓口

ご存じですか？やまなしグリーン・ゾーン構想

山梨県では、今般の新型コロナウイルス感染症の感染再拡大などを踏まえ、県民の生命と経済を両立しながら前進し続けることができる社会を目指す「やまなしグリーン・ゾーン構想」の方向性を公表しています。

これに伴い、感染症に強い事業環境づくりを強力に後押しし、「山梨県全体で安心・信頼を提供」することをテーマとし、利用者の安心・信頼を獲得するための「認証制度」が創設されました。

宿泊業・飲食業の事業者の皆さまにおかれましては、積極的に本制度の認証取得に取り組んでいただき、来店される方への安心と信頼を提供できる事業環境づくりを引き続きよろしくお願いいたします。

※認証を受けた店舗などには右記の認証マークが交付されます。

※詳細は県のホームページをご確認いただくか、直接お問い合わせください。

問合せ やまなしグリーン・ゾーン認証事務局

☎ 055 (222) 0384



各問い合わせ先

本紙の発行について 総務課 法制広報担当 ☎ 0554-43-1111
各事業内容について 各事業に記載した担当課へお問い合わせください

新しい生活様式を取り入れよう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これまで以上に感染症予防対策を取り入れた生活様式を実践していく必要があります。厚生労働省から専門家会議の提言を踏まえた新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践例が示されました。感染しない、感染を広げないためにも「新しい生活様式」の定着にご協力をお願いします。

※新しい生活様式の実践例の詳細は右のQRコードからも確認できます。



厚生労働省
ホームページ

厚生労働省「新しい生活様式」の実践例 ※抜粋

一人ひとりの基本的感染対策

- 人との間隔はできるだけ2m空け、間隔が十分とれないときはマスクを着用する
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う

働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと ○会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 ○咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温28℃以下に）
- 密集、密接、密閉の「3密」の回避
- 毎朝の体温測定、健康チェック
- 発熱などの症状があればムリせず自宅で療養

日常生活の各場面別の生活様式

- 買い物は少人数、また通販や電子決済も利用しよう
- 公共交通機関を利用するときは会話を控えて混んでいる時間帯を避けましょう
- 食事中は料理に集中しておしゃべりは控えめに
- 大皿は避けて、料理は個々に



新型コロナウイルス接触確認アプリ
COCOA を活用しましょう！

右のQRコードから厚生労働省のホームページにアクセスできます。



新規事業・支援策

※一部抜粋

この項目に掲載している事業などは今後、動き出していくものです。制度の内容や支援対象、助成の額などの詳細については決定次第、市のホームページや広報つるにてお知らせします。

経済支援など



◆消費落ち込みからの地域経済の回復や収入面で特に影響を受やすい子育て世帯や大学生などの若年層への支援を重点的に行います。

◇地域経済活性化支援

詳細については決定次第、市のホームページや広報などでお知らせします。

市内の商店などで使用できる商品券を市民1人につき、5,000円分を配布し、地域経済における消費喚起と市民の生活支援を推進します。

◇ふるさと応援便

詳細については決定次第、市のホームページや広報などでお知らせします。

帰省を自粛している都留市出身で県外に在住している学生の保護者に対し、市内特産品などを購入できる商品券を配布することで、学生の生活の一助となるよう支援を行います。

◇デリバリーなどの普及支援

詳細については決定次第、市のホームページや広報などでお知らせします。

市内飲食店などがデリバリーを実施する際の初期導入経費の助成や道路運送法特例措置によるタクシードリバリーの活用支援を行います。

感染予防など



◆都心部をはじめとした全国的な新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を受け、感染の予防や拡大防止、身体機能の低下防止のために必要な取り組みを進めます。

◇小中学生へのマスクの配布

市内の小中学校の児童及び生徒を対象に一人につき10枚の繰り返し使用可能な子ども用マスクを2学期中に配布します。

◇避難所感染防止対策

台風や地震などの災害発生時に安心して避難所を利用できる体制を確保するため、感染予防などの安全性を保つために必要な資機材などを整備します。

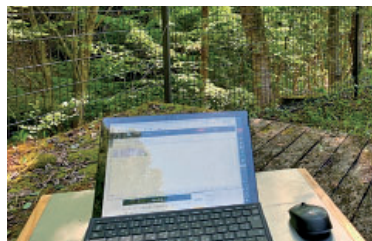
◇高齢者の移動支援

在宅時間の増加による心身機能の低下を予防するため、75歳以上の在宅高齢者にバスなどの地域公共交通の利用券を至急し、近場での外出のきっかけとします。

◇感染症対策の充実

感染再拡大に備え、市立病院において院内感染防止対策の強化を図ります。

新しい生活様式



◆新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための取り組みを日常生活に取り入れる「新しい生活様式」の実現に向けて、各種施策に取り組みます。

◇市税等口座振替促進キャンペーン

接触感染防止の観点から、市税や水道料金などの納付方法を口座振替に切り替えた方に電子マネーなどを付与するキャンペーンを実施します。

◇エコバッグの配付

レジ袋の有料化や3密を避けるためのテイクアウト需要の高まりを受け、環境問題に関する意識調査を実施し、モニター協力者にエコバッグを配付します。

◇小中学校の情報教育環境整備

感染拡大や災害などの緊急時においても、ICTを活用した学習が行えるよう環境を整備し、安定した学習環境を構築します。

申請が必要な制度等

※1 8月1日時点で申請を受け付けている事業のみを掲載しています。
※2 本紙に掲載していない事業もあります。
※3 各事業の詳細やほかの制度について知りたい方は市ホームページをご確認ください。

◇新生児子育て世帯応援臨時給付金

対象 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた子の保護者で、子どもの生まれた日、または申請日時点で市内に住民登録を有する方
給付額 子ども1人につき10万円 **申請期限** 令和3年4月30日(金)
申請方法 既に生まれている子の保護者には通知を、これから生まれる子の保護者には出生届を出した際に申請書をそれぞれ保護者にお渡しします。
問合せ先 健康子育て課 子育て支援担当

◇特殊詐欺被害防止対策機器設置費補助金

対象 市内に住所を有し、65歳以上の方が世帯にいる方で令和2年度中に市内店舗などから特殊詐欺被害防止対策機器を購入した方
補助額 特殊詐欺被害防止対策機器の購入に要した費用の全額(上限2万円)
申請方法 対象機器を購入後、申請書のほか、必要書類を揃えて提出してください。
申請期限 令和3年4月20日(火) ※申請前に担当課までお問い合わせください。
問合せ先 市民課 市民窓口担当

◇中小企業等持続化特例支援金

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、30%以上売り上げが減少した事業者
給付額 10万円
申請方法 申請書のほか、必要書類を揃えて提出してください。 ※支援の対象となるには要件を満たす必要があります。対象となるかを必ず申請の前に担当課までご相談ください。
申請期限 **令和2年8月31日(月) ※必着**
問合せ先 産業課 商工観光担当

◇国民健康保険・後期高齢者医療被保険者傷病手当給付金

対象 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われたことにより4日以上仕事を休むこととなった国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者
給付額 収入額や支給対象となる日数をもとに算出します。
申請方法 給付の対象と思われる方は事前に担当課までご相談ください。申請方法はその際にご案内します。
問合せ先 市民課 保険年金担当

◇保険税(料)の減免制度

対象 ○新型コロナウイルス感染症に世帯主が感染し、死亡または重篤な傷病を負った世帯
○同感染症の影響により世帯主の事業収入等が前年比30%以上の減少が見込まれる世帯
減免割合 認定要件や世帯の所得などにより減免割合は異なります。
申請方法 申請書および申立書のほか、必要書類を揃えて各担当課まで提出してください。
問合せ先 ○国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 市民課 保険年金担当
○介護保険料について 税務課 市民税担当